別表１　おかやま有機無農薬農産物等拡大事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業実施主体 | 事業内容 | 採択要件等 | 補助率 |
| 生産拡大条件整備支援事業 | 農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団(3戸以上)、農業者 | おかやま有機無農薬農産物等の生産規模の拡大に必要な次の取組を支援する。  ・水稲の有機生産団地の整備  ・園芸品目での有機農業の生産拡  大のための生産条件整備  　（施設・機械、生産資材等）  ・認証手数料　等 | 【共通事項】  １　営農集団が事業実施主体の場合は、事業実施年度に、次の（１）、（２）のいずれかの農業者で構成されていること。  （１）生産方針及び認証業務規定に基づく「おかやま有機無農薬農産物」の認証を受けているか又は確実に見込まれる。  （２）「有機農産物の日本農林規格」に基づく認証を受けているか又は確実に見込まれる。  ２　農業者が事業実施主体の場合は、１の（１）の農業者に限り、具体的な要件は別に定める。  【受入体制整備事業】  研修等ほ場の整備については、次の（１）、（２）のとおりとする。  （１）整備にかかる支援は他の補助事業での支援が行われない場合に限る。  （２）整備したほ場において現地見学会や栽培体験研修等の新規就農者等の受け入れに向けた研修等を開催するよう努めること。なおやむを得ない理由で、事業実施年度内に研修等が開催できない場合は、事業実施年度の翌年度に開催すること。 | １/２以内  ただし、補助金額の上限は、１事業実施主体当たり2,000千円とする。  受入体制整備事業は、  定額100千円/10a又は1/2以内のいずれか低い額 |
| 受入体制整  備事業 | 市町村、農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団(3戸以上)、農業者 | おかやま有機無農薬農産物等の新規就農者等の受入体制の整備に必要な次の取組を支援する。  ・研修等ほ場の整備  （整備に係る費用、管理費、委託料、設備等の整備費等）  ・就農相談会への出展  ・産地紹介資料の作成　等 |
| 販路拡大  支援事業 | おかやま有機無農薬農産物等の販路拡大等に必要な次の取組を支援する。  ・販路開拓・拡大に向けた取組（商品開発、市場調査、商談会の実施、マルシェ等の開催、ＰＲチラシの作成、産地情報の提供等）等 |

[その他事項]

１　事業実施計画書の策定に当たっては、管轄の農業普及指導センター及び関係機関と十分相談すること。

２　生産資材とは、土づくり資材、耕種的・物理的及び生物的防除資材とする。

３　認証手数料は、事業実施年度に、「おかやま有機無農薬農産物認証ほ場」及び「有機農産物認証ほ場」の新規認証を受けるものを対象とする。